

株式会社 日本政策金融公庫 御中

住 所
商号又は法人名
申込人又は代表者名

雇用維持・拡大計画書

1 事業の現況

業 種 (事業の内容)	
----------------	--

2 雇用を維持・拡大するための取組み

雇用の維持・拡大を図るため、次の取組み（次表の「レ」印を付けたもの）を行います。

取組事項（注）	具体的内容（注）
<input type="checkbox"/> 財務面	<input type="checkbox"/> 経費削減 <input type="checkbox"/> 製造コスト削減 <input type="checkbox"/> 借入金削減 <input type="checkbox"/> 在庫圧縮 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 業務面	<input type="checkbox"/> 販路拡大 <input type="checkbox"/> 新市場進出 <input type="checkbox"/> 研究開発 <input type="checkbox"/> 新規投資 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 労務面	<input type="checkbox"/> 人材育成 <input type="checkbox"/> 役員報酬カット <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> （ ）

(注)「取組事項」及び「具体的内容」にそれぞれ、一つ以上「レ」印を付けてください。

3 雇用の維持・拡大の効果

次表のとおり雇用の維持・拡大を図ります。

借入申込日時点の従業員（注1）数	融資日からおおむね6ヵ月後の従業員数（注2）
名	<input type="checkbox"/> 借入申込日時点の従業員数を維持 <input type="checkbox"/> 借入申込日時点の従業員数から（ ）名増加
<input type="checkbox"/> 設備資金貸付利率特例制度（東日本版）の適用を受けるにあたり、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に定める避難指示・解除区域が所在した市町村（注3）において、雇用の維持・拡大を伴う設備投資を行います。	

(注1) 従業員とは、常時使用する従業員（3ヵ月以上の期間を定めて継続雇用されている方）をいいます。ただし、次に掲げる方を除きます。

- 1 法人企業の役員
- 2 個人企業の事業主及び家族従業員
- 3 新聞販売業、ビル清掃業等のアルバイトや短時間勤務者
- 4 水産加工業、土建業等にみられる季節工事期間に限り雇用される労務者

(注2) 借入申込時点において従業員がいない場合は、「増加」のみが対象となります。

(注3) 「福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に定める避難指示・解除区域が所在した市町村」とは、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楡葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯館村をいいます。

(令和3年4月)